

人道的介入における国益と価値の調和——ブレアと英国学派を手がかりに^①

小松 志朗

角田 和 広

一 はじめに

本稿の目的は、人道的介入の研究にとって有用と思われる、新たな視点の可能性を示すことである。それは実効性と国益に関するものである。人道的介入の先行研究は伝統的に正統性 (legitimacy) の問題に関心を集中させてきた反面、実効性 (effectiveness) については議論の蓄積が少ない。いつてみれば我々は、介入がどうすれば上手くいくのか、あるいはそもそも上手くいくものなのか、まだ良く分かっていない^②。このような研究状況は、冷戦期まで人道的介入が基本的に疑惑の目を向けられる対象であった過去と無関係ではないだろう^③。だが時代は変わった。冷戦後の世界では、それも一つの政策オプションとして認められつつある^④。だとすれば、我々はそのオプションが、実際に人道的危機の緩和・解決という望ましい結果を出せるものなのか、結果を出すにはどのような課題があるのか

を知る必要がある。加えて、正統性の確立という観点からも実効性の研究が求められている。近年の介入研究は、介入が正統性を得るには「成功の見込み」が不可欠だとの意見で一致している^⑤。つまり実効性は正統性の一条件なのである。しかしながら、介入がどうすれば成功するのを経験的あるいは理論的に知らなければ、現実問題としてその条件を満たすのは難しい^⑥。実効性の研究にはこの点での貢献が期待される。以上のことから、介入研究はその射程を正統性から実効性へ広げるべき時に来ている。

そして悩ましいことに、人道的介入といえども実効性について考えるならば、国益という要素を無視できない。なぜなら、実効性の問題を重視するならば、介入国の動機付けの要因として国益が大きき意味をもつからである。ここでいう国益とは、(介入する) 国家の自己利益のことであり、その中には死活的な安全保障上の利益もあれば、重要性の低い二次的な利益もある^⑦。他の国で人道的危機が

発生したとしても、それを緩和・解決することに一定の国益を見出せなければ、逆にいえば人々を救いたいという道徳的な感情だけでは、政策決定者は自国兵士をそこに送り込む気にはなかなかない。逆に、一定の国益を見出せば、積極的にリスクを背負って介入に臨むだろう。そのようにして、国益がからむかからまないか、どの程度からむのかによって介入国のコミットメントに差が生まれ、それが介入の結果に影響してくる。国家が無私の救世主になりきれない以上、介入の実効性と国益は結びつくのである。このような現実からすれば、実効性と国益の関係は介入研究の重要なテーマとなる。しかしながら、先行研究は国益の必要性を認めることはあっても「国益は必要」という原則論にとどまっていて、国益という要素がどのように介入のあり方を左右し、ひいてはその実効性を左右するかという問題を掘り下げてこなかった。本稿はこの問題に焦点を当てるものである。

ところで、介入の実効性をどのような基準で測るかということは重要かつ複雑な問題であり、それだけで独立した研究テーマとして十分成り立つ。本稿ではこの問題に深入りはせず、実効性の評価基準については、差し当たり「人道的危機の緩和・解決にどれだけ貢献できたのか」というごく大まかなものをイメージしておくにとどめる⁽⁸⁾。言い換えれば、人権という価値の実現にどれだけ貢献できたかが評価基準になる。本稿の主眼は、そのような意味での実効性を厳密に評価することにあるのではなく、実効性を上げるには介入国に十分な動機付けが必要、国益が必要だという認識を前提とした

上で、実効性と国益の関係を正確に理解することにある。なお「価値」とは、個人や国家の利益・損得とは無関係に保護・推進すべきものを意味する。本稿の文脈では特に人権であり、その意味では普遍的価値、道徳的価値と言葉を補ってもいいかもしれない。

以上の問題意識から、次節からはイギリスのブレア元首相 (Tony Blair) と英国学派 (the English School) それぞれの人道介入論を手がかりに議論を進める。なぜブレアなのか。それは、彼が現実の政策面で人道介入を国際的にリードした人物であり、さらには介入における国益の位置づけを明確にしようと試みた政治指導者でもあったからである。なぜ英国学派なのか。それは、この学派が理論面で人道介入の研究に多大な貢献をしてきたからである。加えて、ブレアと英国学派をセットで論じることにも意味がある。というのも、介入研究の文脈で、また恐らくはブレアが同じイギリスの政治指導者であるという理由からも、ブレア外交と英国学派の間には注目すべき関連性が見出せるからである。例えば、次節で紹介するブレアの外交理念「第三の道」は、英国学派の国際政治思想を彷彿とさせる。すなわち、それは自国の国益のみを追求するわけでもなく、かといって価値や理想を追求して既存の主権国家体制を崩壊させるほど革命的でもない折衷的な理念であるが、まさに英国学派の思想も同じように折衷的な傾向を特徴とする。また、これは後に詳しく論じる点だが、人道介入の文脈でブレアは「国益と価値の調和」、英国学派は「秩序と正義の調和」という類似の折衷的な理念を掲げている。そして、本稿もこれに沿う形で介入研究の展望を

描こうとするものである。

二 ブレアの人道的介入論

(一) 国益と価値の調和

まずはブレア外交全般がどのようなものであったか、簡単に振り返ってみよう。いまやブレアといえば、何よりもアメリカのブッシュ元大統領 (George W. Bush) とともにイラク戦争を主導し、挫折したイギリス首相として多くの人の記憶に残っているかもしれない。だが忘れてならないのは、彼が誰よりも倫理的な、つまり人権重視の外交を追求した人物だったことである。彼が一九九七―二〇〇七年の在任期間中にコソボ、シエラレオネ、アフガニスタン、イラクで主導した戦争や介入の理由や実態は様々だが、彼にとってすべて「倫理的な戦争」だったともいわれる。⁽⁹⁾ すなわち、彼は常に戦争や介入を(全面的ではないにしても)相手国の市民を守るという倫理的観点から正当化し、推し進めたのである。歴史的に見れば、「イギリス外交は国益の追求を常に対外政策の原則として捉えてきた」⁽¹⁰⁾ のであり、ブレア外交は異彩を放っている。⁽¹¹⁾

このようにブレア外交の重要な特徴は倫理性にある。但し、彼は人道的介入を推し進める中で自国の国益を忘れたわけではないし、その存在を隠そうとしたわけでもなかった。「むしろブレア首相は……軍事行動を選択する重要な要素として、道徳的な必要性和国益上の必要性が両立することを繰り返し指摘している。つまり利益と

価値が両立するという論理に基づいて、イギリス政府は対外軍事介入を決断してきたのである」⁽¹²⁾。

分かりやすい例が、一九九九年のコソボ介入の最中にシカゴで行った演説である。彼はそこで、「国際共同体のドクトリン」と称する介入論を提示した(ブレア・ドクトリンとも呼ばれる)。それは、人道的介入が必要な時もあるという前提の下で、介入を検討する際に考慮すべき五つの条件を挙げたものである。具体的には(一)介入の必要性に確信があるか、(二)外交努力は尽くされたか、(三)状況に適した軍事作戦はあるか、(四)長期的に関与する準備はできているか、(五)国益が関わっているかの五つである。

これは介入の正統性を客観的に判断するための条件というよりも、イギリス自身が介入すべきか否かを判断する際に依拠する条件である。イギリス外交の政策指針といってもよい。だとすれば、国益という条件がその中に含まれていることは何ら驚くには値しないかもしれない。しかしながら、それでもなお強調しておきたいのは、外交の倫理性を重視した政治指導者自身が、人道的介入に関して国益の重要性を公にはつきり語った事実である。

では、国益を強調するブレアの介入論を支える理念はどのようなものだったのか。それは「第三の道」である。元々「第三の道」とは国内の社会経済システムに関する新しい理念だったが、ブレアはそれを外交にも応用した。⁽¹³⁾ 外交理念としての「第三の道」の内容を、細谷は以下のように説明する。

ブレアによれば、リアリズムはこれまで国益追求のための武力行使に走る傾向があり、国際政治における倫理的な価値を十分に尊重してこなかった。他方で、アイデアリズムは軍事力行使については消極的な立場に立ち、国益に対する理解が弱く、力のもつ役割を十分に理解しなかった。ブレアが論じる国際政治における「第三の道」とは、必要な場合には力の行使を用いて、国益に従った範囲での、国際的倫理の実現をめざすことになる。¹⁶⁾

ウィックカム・ジョーンズ (Mark Wickham-Jones) はこう説明する。「第三の道が前提としている考え方は、他人の苦しみへの無関心と、世界の間違いを正す道徳的十字軍という両極端の間に、道を切り拓く必要があるというものである」¹⁷⁾。要するに「第三の道」とは、国益と価値、あるいは軍事と非軍事のどちらにも偏り過ぎることのない、折衷的な外交路線を志向する立場なのである。

また、「進歩的な国益 (enlightened national interest)」という概念が、「第三の道」の別の表現としてある。ブレアによれば、伝統的な国益概念は、視野の狭い「狭隘な国益 (narrow national interest)」であった。しかし、グローバリゼーションの進んだ新しい時代においては、他国の国内問題やグローバルな問題も自国の利益に関わることを踏まえて国益を広く再定義する必要がある。その結果生まれるのが「進歩的な国益」である。¹⁸⁾ 以下はブレアの回顧録の中で、コソボ介入との関連でその理念が端的に示された箇所である。

「コソボの人道危機に関して」なぜ私はそれほど行動すること「軍事介入」に積極的であったのか？ 私はそれを本質的に道徳上の問題として捉えていたのである。……同時に、進歩的な国益に沿う行動としても捉えていた。というのは、もしこの問題を悪化させてしまふか、あるいは民族浄化の発生を無制限に許してしまうかすれば、最終的にそれがヨーロッパの他の場所に波及するだろうと確信していたからである。¹⁹⁾

人道危機への対処は単に人権保障の観点から要請されるだけでなく、視野を広げれば国際秩序（コソボの場合は特にヨーロッパ秩序）の維持・回復にもつながる以上、イギリスの安全保障上の国益の観点からも要請されるということである。「ブレア政権では……遠方の内戦や人道危機に積極的に関与することで、安全保障上の脅威を未然に防止することができると考えていた。それこそがブレア政権が考える安全保障観」²⁰⁾であった。

価値という要素を組み込んで（狭隘な）国益を再構築したものの、それが「進歩的な国益」である。ブレアがそのようにして新しい国益概念を打ち出したのは、彼の考えでは、イギリスの自己利益と人権という道徳的価値が矛盾するものでもなければ無関係でもなく、調和するものだったからである。要するにブレアの理念とは、本稿の文脈に合わせて言い換えれば「国益と価値の調和」なのである。²¹⁾

(二) 国益と価値の軋轢——コソボ

ブレアが一国の指導者として、「国益と価値の調和」という理念に基づき、人道的介入における国益の位置づけを明確にしようと試みたこと自体は評価できる。なぜなら、人道的介入に国益が混じることは往々にして非難的になってきたし、そのこともあつてか先行研究は国益の明確な位置づけを怠ってきたからである。だがこの理念には問題点もある。まず指摘できるのは、その意味するところがやや曖昧な点である。イギリスの国益と一口にいっても、死活的な安全保障上の利益から死活的ではない経済的利益まで幅広い。それが個々の具体的な文脈の中でどう価値と調和できるのか。介入の実効性を問題にするならば、原則的な理念を現実の介入に反映させる道筋をつけなければならない。

ここから議論をさらに発展させて、より具体的な問題点を指摘できる。それは、国益と価値の間に調和どころか軋轢が生じる可能性がある。確かに国益は人道的介入の促進要因になる。イギリスという介入国は、人権という価値の追求が国益の追求に重なりと考えるからこそ、一定のリスクを受け入れて紛争地域に乗り込むわけである。ところが、その同じ国益の具体的な中身や文脈によつては、必ずしも人道的危機の緩和・解決にスムーズにたどり着くとは限らないのではないか。歩く人の背中を押せばその人は早く前に進めるかもしれない。だが背中が押し方がまずければ、その人は足がもつれて転んでしまうかもしれない。つまりここで問題にしたいのは、国益が介入のアプローチに悪影響を及ぼす危険性である。介入の是非

(介入するかしないか、続けるか止めるか) に関していえば、国益は実効性の促進要因になり得る。だが、介入のアプローチ(どのように入介入するか) に関していえば、その同じ国益が今度は制約要因にもなるのではないか。

コソボ介入を少し詳しく見てみよう。この介入は、ユーゴスラビア・セルビア共和国内のコソボ自治州の政治的地位をめぐる紛争(ユーゴ政府 v.s. コソボのアルバニア人) から人道的危機が発生し、それを止めるために北大西洋条約機構(NATO) が一九九九年三月から空爆を始めたというものである。そこにはイギリスの国益が二つの意味でからんでいた。第一に、コソボ紛争は内戦でありながら、難民流出や紛争の拡大を通じてヨーロッパ秩序を揺るがす可能性があつたので、イギリスとしてはそうした事態を避けることに国益を見出していた。先のブレアの回顧録の引用にそれは現れている。

第二に、NATOの信頼性の維持がかかつていた。コソボ紛争が一九九八年二月に勃発してから空爆が翌年三月に始まるまでの間、NATOは度々空爆の威嚇を行つてユーゴ政府のミロシエビッチ大統領(Slovdan Milosevic) に暴力行為の停止と和平への努力を求めた。そうして紛争に一旦足を踏み入れておきながら、それを解決する能力がないことを露呈してしまえば、つまり空爆の威嚇が威嚇のまま終わつて事態が改善されないことになれば、NATO自身の信頼性が損なわれる恐れがあつた。⁽²⁾ NATOにとつて信頼性の喪失は、コソボ紛争を遥かに超えたところで影響をもたらすも

のだった⁽²⁴⁾。こうして空爆が始まる時には、「NATOの信頼性の維持」という動機がコソボ介入を支える格好になっていたのである。「恐らく、同盟のメンバーにとって死活的な国益がかかっているのに戦争を始めることは問題だった。しかしながら、少しずつNATOの信頼性それ自体が利益になったのである⁽²⁵⁾」。当然イギリスも例外ではない。むしろイギリスにとってこそ、ひと際重要な国益であった。「ブレア政権においては従来にも増して、国際組織におけるイギリスの役割と地位を強く意識し、多国間協力としての枠組みを求める傾向が顕著である⁽²⁶⁾」中で、安全保障の中核をなす同盟組織NATOの信頼性が揺らぐことは深刻な問題であり、何としても避ける必要があったのである。言い換えれば、イギリスが国際社会の中で確固たる地位を築くには、アメリカとともに主導的な地位を占めるNATOという国際組織が極めて重要だったのであり⁽²⁷⁾、コソボ紛争は、そのNATOが冷戦後の世界で生き残れるかどうかを占う試金石とすらいえたのである。これは一つ目の国益と結びつけて把握すべきだろう。というのも、ヨーロッパ秩序が危険にさらされている中で、その維持・回復にNATOが貢献できるかどうか問われていたからである。ヨーロッパ秩序を守る組織としてのNATOの信頼性の維持。この点にこそイギリスの国益があったとまとめることができよう。実際ブレア政権がいかにNATOの信頼性を気にかけていたかは、以下のブレアとクック外相(Robin Cook)の発言からも伺い知れる(どちらも、空爆が行われた一九九九年三月の議会での発言)。

今逃げれば……NATOの信頼性は壊滅するでしょう⁽²⁸⁾。(ブレア)

我々が行動を起こす第一の理由は、これまでの残虐行為を知っていて、且つ介入する能力を持っているからです。しかし、理由はそれだけではありません。我々が自分たちの平和と安全に自信が持てるのは、NATOの信頼性があつてのことです。昨年十月に、NATOはミロシェビッチ大統領が合意した停戦を保証しました。彼はその停戦を完全に破りました。もしわれわれがその保証を守らなかつたとしたら、次に我々の安全が脅かされた時、NATOにどれほどの信頼性があるのでしょうか。NATOが行動を起こさなかつた時の結果は、NATOが行動を起こした時のそれよりも遙かに悪いものになるでしょう⁽²⁹⁾。(クック)

ところが、このような意味で国益がからんでいたからこそイギリスは介入しただけで、皮肉なことに、その同じ国益が効果的な空爆を難しくする要因になった。NATOの中で、イギリスは(アメリカと並んで)空爆をリードしていたが、ドイツ、フランス、ギリシャなどは安保理決議の欠如や国内世論の反発を懸念して消極的であつた。その結果、空爆の進め方、具体的には標的選定に強い制約がかかった。加盟国間で温度差のあるNATOの脆い結束を壊さないように、つまり空爆に消極的な国にも受け入れられるように、標的選定は極めて慎重になされたのである⁽³⁰⁾。「標的選定はかなりの部分、外向きに、いかにミロシェビッチに最も効果的に影響を

及ぼすかということよりも、様々なNATO加盟国の国内世論に対して内向きに重点が置かれていた。国内の支持もしくは同盟内のコンセンサスを失うこと、および副次的被害を生むことへの恐れが、標的選定を支配していたのである³¹⁾。イギリスの国防省が二〇〇〇年に公表したコソボ介入に関する報告書にも、こう書かれている。「コソボの事例では、同盟の結束の確立・維持が、NATOの軍事作戦の計画・実施における決定的な条件であった」³²⁾。

空爆をリードするイギリスとしては、下手に空爆のレベルを上げてNATOの結束を壊すわけにはいかなかった。NATOの信頼性をかけて介入しておくながらNATOを壊してしまつては、本末転倒である。しかし、そのような形で、ある意味コソボよりもNATOを優先した結果、空爆は中途半端なものにならざるを得ず、予想以上の長期戦を強いられた上、一般市民への誤爆など少なくない副次的被害も生んだ。「NATOの信頼性の維持」という国益の追求と、コソボでの人権保障という価値の追求の間に軋轢が生じていたわけである。つまり、そもそも介入の促進要因であつたはずの国益が介入のアプローチに悪影響を及ぼして、実効性を制約したのである。

このことは、実効性と国益の關係に潜む問題を示唆している。国益は介入を後押しして実効性を促進する、つまり価値の実現につながる可能性がある。だが他方で介入の足を引っ張り実効性を制約する、つまり価値の実現を妨げる可能性もある。もう少し具体的にいうと、確かに介入の是非に関しては国益は実効性の促進要因に

なり得る。ブレアはその点を認識し、公にはつきり示した。それを支えていたのは、「国益と価値の調和」という理念である。だが、介入の是非から介入のアプローチへと目を転ずれば、その同じ国益が今度は実効性の制約要因にもなる可能性が浮かび上がってくる。つまり「国益と価値の軋轢」が生じることもあり得るのである。

「是非」と「アプローチ」の区分けの妥当性はともかく、ここで重要なのは、「国益と価値の調和」が介入の始まりから終わりまで常に保証されるわけではないことである。(狭隘な)国益と価値は原理的に成り立ちが異なるものであり、両者の間には潜在的な緊張関係があると見るべきだろう。それを踏まえた上で、「調和」は何かの条件が整つた時に限つて実現するに過ぎないという、慎重な見方が妥当と思われる。ではその条件とは何か。どうすればその条件を明らかにできるのか。次節で、この問題を考える上での手がかりを、英国学派の人道的介入論の中に探っていくことにする。

三 英国学派の人道的介入論

(一) 国際社会論——多元主義と連帯主義

英国学派の人道的介入論は、「国際社会論 (international society)」の文脈で把握するのが適切だろう。国際社会論の骨格を築いたのはワイト (Martin Wight) である。彼は、カー (Edward H. Carr) やモーゲンソー (Hans J. Morgenthau) が作り上げた「リアリズム v.s. ユーロピアニズム」という二項対立の思想的枠組みを批判し、折衷的な

中庸の立場として「合理主義(グロチウス主義)」を位置づけた⁽³³⁾。ワイトによれば、国際政治の世界は力がはびこる危険なジャングルでもなければ、世界政府というユートピアの実現に向かう過程でもない。むしろ、そうした両極端の間で主権国家が共通のルール、慣習、制度に従う合理主義の世界こそ、国際政治の本質なのである。そのような意味で諸国家は独特の「社会」を形成できる。彼は国際社会という言葉でそれを表現したのである⁽³⁴⁾。

ワイトは国際社会の特徴として四点挙げるが、中でも注目すべきは意外にもそこに介入権が含まれていることである⁽³⁵⁾。すなわち、国際社会のメンバーである国家には、秩序を維持するためなど特定の目的に限って他国の国内問題に介入することが認められるのである。簡単にいえば、介入は国際社会に必要なものとして位置づけられていたのである。むしろ、それは国際社会の構成原理である主権原則に抵触する恐れがあるので、積極的に推奨されるわけではない⁽³⁶⁾。いずれにせよここで強調しておきたいのは、こうしたワイトの議論が象徴するように、英国学派が既に冷戦初期から介入の問題を理論の射程に入れていたという事実である。

そして英国学派の国際社会論は、ブル(Hedley Bull)によって次の段階に進んだ。彼の重要な貢献は、多元主義/連帯主義という基本的な枠組みを提示したことである。すなわち、(一)戦争の位置づけ、(二)法源、(三)国家と個人の関係という三点を軸にして、国際社会論が多元主義(Pluralism)と連帯主義(Solidarism)という二つの立場に分かれると考えたのである⁽³⁷⁾。このうち人道的介入と

の関連で重要なのは(三)である。ブルによれば、多元主義の国際社会では、諸国家の共存という最低限の目的以上のものを実現できるほど連帯性が深まっている。その意味で、主権国家の権利を個人の権利よりも重視する社会である。一方で、連帯主義の国際社会では、共存以上の目的を実現できるほど連帯性が深まっている、法の執行に関してもある程度の国家間協力が望める。その意味で、個人の権利を主権国家の権利よりも重視する社会である⁽³⁸⁾。当然このような違いからして、多元主義は人道的介入を否定し、連帯主義はそれを肯定することになる⁽³⁹⁾。

ブルと同時代に活躍した英国学派の研究者として、ヴァインセント(Raymond J. Vincent)も忘れてはならない。彼の主な貢献は、規範的観点から国際社会論の中に人権概念を位置づけたことである⁽⁴⁰⁾。すなわち、国際社会が守るべき価値として人権があることを主張し、さらにはそのためにどのような政策が必要かという議論をも展開したのである。ワイトやブルが秩序を重視する多元主義の立場にいたのに対して、ヴァインセントは正義を重視する連帯主義の立場にいたといえる。とはいえ、人道的介入をはっきり肯定しているわけではなく、その示唆にとどまっている⁽⁴¹⁾。国際関係における主権の役割や秩序を軽視していた訳ではなかったのである。その意味で、英国学派の歴史の中で彼が果たした役割とは、人道的介入に否定的な多元主義に寄っていた英国学派の議論の重心を、肯定的な連帯主義の方向に——決定的とはいえないまでも相対的に——傾けたこと、およびそれによって、冷戦後の連帯主義が介入肯定論を大胆に展開でき

るような思想的下地を作り上げたことである。⁽⁴³⁾

冷戦後の英国学派は、ブルの提示した多元主義／連帯主義の枠組みを受け継ぎ（そして連帯主義はヴァインセントが作ってくれた下地の上に議論を組み立て）、「国家の権利を重視する多元主義」vs. 「個人の権利を重視する連帯主義」という構図で、人道的介入の是非をめぐる論争を繰り広げることになる。⁽⁴⁴⁾ この多元主義／連帯主義論争は、本来どちらも「国際社会」という国際政治の合理的主義的世界観を共有しているにも拘わらず、お互い排他的になるほど激しいものであった。⁽⁴⁵⁾

多元主義にとって、国際社会の連帯性を過信することは国家間の秩序を揺るがす事態につながる。なぜなら、連帯性が十分深まっているからといって人道的介入を認めてしまえば、主権や内政不干涉原則が相対化され、主権国家体制という秩序原則が危うくなるからである。さらにその結果、究極的にはそこに住む人々の人権が脅かされることにもなりかねない。例えば多元主義者のジャクソン(Robert H. Jackson) は、もし秩序と正義のどちらかを選ばなければならぬ二者択一の状況に置かれたらという仮定の下で、次のように言い切る。「私の考えでは、国際社会の安定……の方が、ユーゴスラビアやその他の国におけるマイノリティの権利や人道的保護よりも重要である。いや、はるかに重要である」。⁽⁴⁶⁾

他方、連帯性が十分深まっているとみる連帯主義は、個人の人権を国家の主権や内政不干涉原則よりも重視する。確かに多元主義の主張する通り、秩序は重要である。けれども本来秩序とは、そこに

住む人々を守るために存在するはずである。だとすれば、その秩序を重視するあまり人々の権利を侵害してしまうなら、本末転倒ではないか。さらにいえば、秩序を犠牲にしない形で人道的介入は十分あり得るのではないか。連帯主義はこのように考え、多元主義を批判するのである。⁽⁴⁷⁾

ここまで見てきたことから明らかなように、英国学派の国際社会論の文脈で展開してきた人道的介入論の論点は、「介入は是非か」という正統性の問題であり、「介入はどうすれば上手くいくのか」という実効性の問題ではない。そのような研究動向の背景としてはまず、第一節で述べたように、冷戦期まで人道的介入が疑惑の目に向けられる対象だったという時代状況がある。また、そもそも英国学派の主要関心が国家システムにあり、介入それ自体にはなかったことも挙げられよう。⁽⁴⁸⁾ それでは果たして、我々が人道的介入の実効性と国益の関係を考えようとする時、あるいは「国益と価値の調和」が実現する条件を探る時、英国学派は何か手がかりを与えてくれるのだろうか。その答えは連帯主義の人道的介入論の中にある。次項でこの点を詳しく論じたい。

(二) 連帯主義の人道的介入論

ここでは、連帯主義の代表的な論者ウィーラー(Nicholas J. Wheeler)の研究を中心に取り上げる。彼は二〇〇〇年の名著において、連帯主義として初めて体系的な人道的介入論を提示し、さらにそれを用いて冷戦期・冷戦後の諸事例について介入の正統性を検

証した⁴⁹。その介入論の根底にあるのが、正義の追求は必ずしも秩序を揺るがすわけではなく、秩序と正義は両立、調和できるという考え方である。すなわち、人道的介入は「秩序と正義の調和」という理念に基づくものだと言われる。これは理念であると同時に、連帯主義が介入を分析する際に用いる視点でもある。

ここで我々はブレアの理念との類似点に気づかされる。連帯主義の「秩序と正義の調和」という理念ないし視点は、ブレアの「国益と価値の調和」という理念に重なる部分が多いのではないか。というのも、ブレアの主張するイギリスの国益とは、人道的介入の文脈でいえば国際秩序の維持・回復に見出されるものだからである。すなわち、彼がイメージしていたのは、他国の人道的危機を放つておけばいずれ国際秩序にも影響が及び、結果としてイギリスにも何らかの悪影響が及んでくるという構図である。単純に図式化してしまえば、「秩序≠国益、正義≠価値」と考えてもよいのではないか。

このようなことからすれば、連帯主義の「秩序と正義の調和」という視点は、「国益と価値の調和」が実現する条件を探る考察にとつて有用なものになり得る。例えば歴史比較が考えられよう。ウィーラーは、冷戦期にインドが人道目的を掲げてパキスタンに武力介入した事例を取り上げ、そこでソ連が「秩序と正義の調和」を主張したという興味深い事実を指摘している。ソ連はインドを支持する立場から（当然そこには戦略的動機があるものの）、内政不干渉原則を重視する（正義よりも秩序を重視する）当時の国連安全保障理事会に対して、正義の追求なしには秩序も維持できないと明確に主張

したのである⁵⁰。そのように英国学派が「秩序と正義の調和」という視点から過去の諸事例を分析し、積み重ねてきた様々な知見の中には、「国益と価値の調和」が実現する条件の解明に役立つものがあるのではないか。例えば、「秩序と正義の調和」にいくつかのパターンがあるとすれば、それを「国益と価値の調和」にも当てはめて考えることができるのではないか。要するに、我々は「秩序と正義の調和」という視点を媒介にして、英国学派の豊かな議論の蓄積を利用できるのである。

但し、この視点をそのままの形で適用することはできない。なぜなら、そこには重要な限界が内在しているからである。その限界とは、国益の位置づけが定まっていないことである。確かにウィーラーは先述の著書において、国益を人道的介入の促進要因として暗に肯定する。具体的には、人道的でない動機や理由 (non-humanitarian motives, reasons) があつたとしても、人道的な結果 (humanitarian outcomes) を実現できれば良いと主張するのである⁵¹。しかしながら、その動機がイコール国益なのかどうかははっきりせず、国益が明確な形で理論枠組みに組み込まれているとはいえない。また彼はルワンダの事例に関して、人道的でない動機が人道的な結果を損ねた点、つまり本稿の言葉でいうと「国益と価値の軋轢」が実効性を制約した点を指摘するが、それを介入の本質に関わる問題として論じるまでには至らない⁵²。さらに、結論の章で「国益の保護、国際秩序の促進、そして人権「保障」の強制の間には、しばしば相互に両立性がある⁵³」と述べているものの、具体的にどのような形で両立が

可能なのは、結局のところウィーラーの議論から読み取れない。

このような国益の位置づけの不確かさは、他でも見られる。ブレア外交を論じたダン (Timothy Dunne) との共著では、今度は逆に、介入や外交政策の中で価値より国益が優先されたことをシンプルに否定するだけである。⁵⁴ 例えば、国益の存在を介入の条件の一つとした先述のブレア・ドクトリンを批判的に考察する。なぜなら、そのような条件の設定は、もしどこかで人道的危機が発生しても、そこに国益がからんでいなければイギリスが介入しないことを示唆するが、それは連帯主義の彼らにとつて受け入れがたいからである。⁵⁵ この点からさらに踏み込んで解釈すれば、彼らの考えは、イギリスは国益が関係していなくても人道的介入に踏み切るべきだというものである。またインドネシアへの武器輸出問題に関しては、イギリスの利益が小さいにも拘わらず、東ティモールの住民を弾圧したインドネシア政府に武器を輸出した点を批判する。⁵⁶ つまり国際的な人権保障よりも自国の国益を優先したと批判するわけである。ウィーラーとダンの議論は一見したところ、本稿でいうところの「国益と価値の軋轢」に焦点を当てたもののように見えるが、実はそうではない。彼らが批判したのは単にブレア政権が国益を優先し価値の追求を諦めたことに過ぎず、それは本稿で問題としているような、国益が人道的介入の促進要因でもあり制約要因でもある時に生じる「軋轢」とは違う。

ウィーラーが本格的かつ明示的に国益の積極的な意味について論じ始めたのは、二〇〇八年の共編著『国益と国際連帯』だと思われる

る。⁵⁷ 彼は (共編者とともに) そこで国益と価値 (ここでの「価値」は国際連帯) が調和する可能性について論じている。しかしながら、焦点を当てているのは二つの要素が外交政策の決定に及ぼす影響であり、その決定がどのような結果をもたらすのかという問題は論じられていない (恐らくは、国益と国際連帯の組み合わせがプラスの結果を生むとの楽観的な見通しが前提としてある)⁵⁸。つまり、ここでの国益に関する彼の考察は意図や動機のレベルにとどまっていた、結果や実効性のレベルにまで及んでいないのである。

要するに、連帯主義を代表するウィーラーはこれまで様々な文脈で明示的あるいは暗示的に、肯定的あるいは否定的に国益の問題を論じてきたものの、国益の存在が外交政策や介入の結果をどう左右するののかという点について、明確な視点や理論を確立するには至っていないのである。このような意味で連帯主義の限界は、人道的介入における国益の位置づけが定まっていなかったことにあるといえる。

恐らくその限界の背景には、英国学派の全般的傾向があるのだろう。この学派は基本的に国家間の協調に焦点を当ててきた。スガナミ (Hidemi Suganami) の言葉を借りれば、学派の関心は「アナキーア下でも国家間には注目すべきある程度の協調が存在するという前提で始まり、それを踏まえた上でこの現象を説明すること」⁵⁹ にあつたのである。そのような学派から生まれた「秩序と正義の調和」という視点を国益の要素が足りないというのも、ある意味では当然かもしれない。

いずれにせよ、連帯主義の「秩序と正義の調和」という視点を

は、国益の位置づけが定まっていけないという限界が内在している。言い換えれば、国益の特殊性（具体的な中身や文脈）を掴む能力が欠けているのである。コソボの事例から明らかなように、実効性と国益の関係を見る上で重要なポイントは、介入国の国益があるかないか、死活的か否かということよりも、どのような国益がどのような文脈で介入にからむのかということである。「国益と価値の調和」が実現するための条件を明らかにするためには、そうした国益の特殊性を掴まなければならない。従って、「秩序と正義の調和」については、その限界を克服して新たな視点に作り変えていくことが必要になる。具体的にそれがどのような形になるのか、まだ確定的なことはいえないが、例えば「秩序と正義の調和」と国益の関係を類型化することが一つの足がかりになるかもしれない。英国学派の伝統と国益概念の調和が、今後の介入研究のカギになるといえよう。

四 おわりに

ブレア首相は人道的介入をする側の政治指導者として、国益の重要性を公に強調した。その根底には「国益と価値の調和」という理念があった。だがコソボの事例が物語るように、逆に「国益と価値の軋轢」が介入の実効性を制約する可能性もある。国益は介入の是非に関していえば実効性の促進要因になり得るが、その同じ国益が介入のアプローチに関していえば制約要因にもなり得るのである。つまり、「国益と価値の調和」は常に保証されるわけではない。（狭

隘な）国益と価値の間には常に緊張関係がある。「調和」が実現するかどうか、国益が一貫して実効性の促進要因になれるかどうかは、あくまで条件次第なのである。従って、その条件が具体的にどのようなものなのか明らかにする必要がある。

そこで手がかりとなるのが、英国学派・連帯主義の人道的介入論の「秩序と正義の調和」という視点である。この視点を「国益と価値の調和」の考察に適用すれば、介入研究はさらに発展できるだろう。但し、その際には重要な修正を施すこと、すなわち国益の要素をその視点に組み込むことが前提となる。というのも、元々は国家間の協調の問題に心を寄せてきた学派の視点の限界として、国益の位置づけが定まっていけないからである。確かに人道的介入は「秩序と正義の調和」に基づくものだとしても、そこでいう秩序あるいは秩序の維持・回復方法は、結局のところ国際社会全体にとって望ましいものというより、介入国自身にとつて望ましいものである。コソボの例でいえば、NATOの勝利によるヨーロッパ秩序の維持・回復がイギリスにとつて望ましかったわけである。我々は、そのような意味での国益の特殊性を把握しなければならない。まとめると、ならば、「秩序と正義の調和」という視点到国益の要素を組み込んでそれを再構築したものこそ、人道的介入の研究にとつて有用と思われる、新たな視点になるのである。そして、その視点を用いて諸事例を分析することにより、「国益と価値の調和」が実現する条件、すなわち国益が人道的介入の実効性の促進要因になり得る条件を探ることが、長期的には介入研究の重要課題になる。

最後に一つ付け加えると、実は当の英国学派自身の中で近年、人道的介入の問題から離れようとする動きが現れていることに注意が必要である。例えばブザン (Barry Buzan) やヘラミー (Alex J. Bellamy)、ワイネルト (Matthew S. Weinert) が、多元主義と連帯主義が主権／人権の問題に拘り過ぎた点を批判し、環境問題や経済テロなど他の分野に焦点を移して議論を再構築すべきだと論じている^⑩。しかしながら、本稿の議論から明らかのように、英国学派には依然として人道的介入研究に貢献できる潜在力が残っており、それは、学派自身の発展にもつながるものといえよう。人道的介入という研究対象はまだ価値を失っていないのである。

注

- (1) 本稿は、立命館大学国際地域研究所・研究プログラム「英国学派とポスト西洋型国際関係理論に関する批判的検討(二〇一一年度採択、科学研究費補助金・基盤研究C)」にて行われた議論に基づく。また第三節は、「二〇〇九年度明治大学大学院・海外研究プログラム」による研究調査の結果にも基づく。
- (2) 同じ問題意識による研究として Seybolt (2007) がある。また、介入に一定の関心を寄せてきた正戦論でも状況は同じである。そこで主に問題とされてきたのは、やはり正統性であり実効性ではない。例えば、現代の正戦論を代表するウォルツァー (Michael Walzer) は人道的介入を肯定するが、実効性(介入国が成功の見込みをもてるのか)についてはほとんど何も語っていない。Ibid., p. 12.
- (3) この点については、Wheeler (2000), ch. 2-4; 大沼(二〇〇一)「七頁を参照」。
- (4) もちろん介入に対する反対論や慎重論は今も根強く残るが、少なくとも

- も過去と比べて、介入を許容する素地が国際的に広がっている事実はある定できない。例えば「保護する責任」論の普及がその象徴といえよう。「保護する責任」論については、ICISS (2001); 千知岩(二〇〇八)を参照。
- (5) 例えば、ICISS (2001), p. 37; Wheeler (2000), p. 37.
- (6) この見方は Seybolt (2007), ch. 1 に依拠している。
- (7) Coicaud and Wheeler (2008), p. 2.
- (8) 実効性の評価基準を詳しく検討したものとしては Seybolt (2007) がある。

- (9) 細谷(二〇〇九)。
- (10) 細谷(二〇〇二)「五二頁」。
- (11) プレア外交の倫理性については、Wickham-Jones (2000) も参照。
- (12) 細谷(二〇〇九)「一四頁」。
- (13) 'The Blair Doctrine,' (1999).
- (14) 後に刊行した回顧録で、ブレアはさらに二歩踏み込んで、「横暴な独裁体制を倒すための介入」も必要だと明言している。Blair (2010), p. 247. こうした主張は、従来の介入肯定論が基本的には人道的危機の緩和・解決に焦点を絞っていたことを考えると、かなりラディカルなものといえる。とはいえ、現実に時代の趨勢がその方向に傾いている兆候は見られる。二〇一一年のリビア介入を見ると、NATOによる武力行使の目的は公には「市民の保護」とされながらも、実質的にはカダフィ政権という横暴な独裁体制を倒すための介入という側面が強かったように思われる。この点については詳細な検証が待たれるが、いずれにせよ今後の介入研究にとって体制転換の問題は重要なテーマになるだろう。なお、筆者はリビアの事例を取り上げてこのテーマの試論を行っている。小松(二〇一一)。
- (15) 細谷(二〇〇九)「三四頁」。
- (16) 細谷(二〇〇二)「五二頁」。
- (17) Wickham-Jones (2000), p. 261.
- (18) この部分は Blair (2010), ch. 8 の要約である。
- (19) Ibid., p. 228.

- (20) 細谷(二〇〇九)、五四頁。
- (21) もちろん、「国益と価値の調和」も究極的にはイギリスの国益に資するものとして考えられていたはずである。ブレア政権は、イギリスが冷戦後の世界で独自の指導的な立場を確保することを目指しており、その観点から重視したのが、アメリカおよびヨーロッパとのパートナーシップであり、さらには両者の架け橋になることであった。言い換えれば、多国間主義の枠組みの中で国際的なリーダーシップを発揮すること、そのための能力を獲得することがイギリスの国益だったのである。この点には同上書、一―三章を参照。「国益と価値の調和」という理念は、そうした国益に資するという意味で有益な思想的基盤だったと思われる。なぜなら、冷戦後の世界では現実には人権などの価値の問題が重要性を増しており、その問題に積極的に取り組むことが国際的なリーダーシップの必要条件だからである。
- (22) コソボにおける散発的な武力衝突は数年前からあったが、一九九八年一月にアルバニア人の武装組織「コソボ解放軍」が公に武力闘争を宣言し、続いてユーゴ政府が二月末から解放軍に対する大規模な掃討作戦に乗り出したことで、本格的な内戦が始まった。
- (23) Hemiksen (2007), pp. 194-196; Seybolt (2007), pp. 251-252.
- (24) Hemiksen (2007), p. 196.
- (25) Wilson (2009), p. 134.
- (26) 細谷(二〇〇九)、六五頁。
- (27) この点は同上書、二―三章を参考にしている。
- (28) Quoted in Wilson (2009), p. 130.
- (29) Quoted in *Ibid.*, p. 137.
- (30) 詳しい詳細は以下を参照。Clark (2001), ch. 8, 9; Betts (2001); Lambeth (2001), pp. 194-207.
- (31) Hemiksen (2007), p. 198.
- (32) UK Ministry of Defense (2000), ch. 5, para. 5.2.
- (33) Wight (1991), pp. 14-15. 以下という合理主義とは、「合理的選択論の前提にあるような利益の最大化を目指す立場とは異なる。」
- (34) *Ibid.*, pp. 38-39; Wight (1966), pp. 96-97.
- (35) その特徴は (一) 基準や慣習が存在する、(二) 勢力均衡が存在する、(三) 国家が自衛と強制の権利を保持している、(四) そうした権利の行使が正当化され得る、というものである。*Ibid.*, pp. 103-104. このうち(三)の強制の手段に介入が含まれている。*Ibid.*, p. 111.
- (36) *Ibid.*, pp. 111-120. 但しワイトは、「主権と同様に、介入の権利もまた国際社会の重要な原則の一つだと考えていた。そのため、どの程度英国学派にとって主権が絶対的なものだったのかについては、議論の余地があるように思われる。Subject: International Morality' (1961), p. 2.
- (37) 具体的には、「多元主義の国際社会では無差別戦争観、実定法、国家の権利が重視される一方、連帯主義の国際社会では正義論、自然法、個人の権利が重視される。Ball (1966), pp. 51-73.
- (38) *Ibid.*, p. 44, 52.
- (39) *Ibid.*, pp. 63-64.
- (40) Vincent (1986).
- (41) 但し、ブルは後年に少くも連帯主義にも傾きつつあった。Dunne (1998), pp. 152-153.
- (42) Vincent (1986), pp. 126-127.
- (43) この点については Wheeler (1992), pp. 478-486を参照。
- (44) この論争の活性化に特に貢献したのは、ウィーラーとタンである。Wheeler (1992); Wheeler and Dunne (1996). 多元主義／連帯主義論争の内容については、以下を参照。Bellamy (2003), pp. 323-326; Brown (2011), pp. 317-318.
- (45) Buzan (2004), p. 48.
- (46) Jackson (2000), p. 291.
- (47) 但し、一口に連帯主義といっても、冷戦期の連帯主義(ヴァインセント)と、冷戦後の連帯主義(ウィーラー、タン)の間には思想的差異があるように思われる。すなわち、前者があくまで人道的介入を「例外事項」とみなし、その正統性を原則レベル(主権か人権か)で論じていたのに対して、後者は介入がなされ得ることを議論の「前提」とみなし、正統

- 性の具体的な条件(個々のケースをどう評価するか)を論じるのである。連帯主義が正戦論に傾いてきたという言い方もできよう。それ故、英国学派の人道的介入論の全体像を把握しようとするならば、そうした差異を意識しつつ議論の歴史的展開を類型化したり、段階ごとに分けたりする工夫が必要だろう。差し当たりここでは、ウィーラーやダンの立場が主流になっている現状を踏まえれば、結果すなわち実効性に注目する必要があるとの指摘にとどめ、介入論の全体像の把握については今後の研究課題とした。
- (48) Watson (2001), p. 467. 今日、英国学派は人道的介入というテーマを中心に発展してきた学派と思われがちである。だがそれは、ウィーラーやダンが作り出したやや偏ったイメージである。少なくとも冷戦期の英国学派の関心は、人道的介入や介入全般にあった訳ではない。元々この学派が介入の問題を取り上げたのは、それが国際社会概念の重要な構成要素の一つだったからである。
- (49) Wheeler (2000). ウィーラーの功績を評価する研究としては、Brown (2011), p. 317; Linklater and Suganami (2006), p. 71 がある。
- (50) Wheeler (2000), pp. 71-73.
- (51) *Ibid.*, pp. 37-39.
- (52) *Ibid.*, ch. 7.
- (53) *Ibid.*, p. 309.
- (54) Dunne and Wheeler (2000).
- (55) *Ibid.*, pp. 71-72.
- (56) *Ibid.*, p. 73. 同じく彼らがブレア政権の非倫理性を指摘したものとすべし。 Wheeler and Dunne (1998) も参照。
- (57) Coicaud and Wheeler (2008).
- (58) *Ibid.*, pp. 12-13.
- (59) Suganami (2001), p. 414.
- (60) Buzan (2004), pp. 150-152; Bellamy (2005), pp. 290-293; Weimert (2011), pp. 1-4.

参考文献

- Bellamy, Alex J. (2003), 'Humanitarian Responsibilities and Interventionist Claims in International Society,' *Review of International Studies*, 29, pp. 321-340.
- (ed.) (2005), *International Society and its Critics*, New York: Oxford University Press.
- Betts, Richard K. (2001), 'Compromised Command: Inside NATO's First War,' *Foreign Affairs*, 80(4), pp. 126-132.
- Blair, Tony (2010), *A Journey: My Political Life*, New York: Alfred A. Knopf.
- 'The Blair Doctrine,' (1999). (http://www.jpds.org/newshour/bh/international/jan-june99/blair_doctrine4-23.html, accessed on November 14, 2011)
- Brown, Chris (2011), 'The Development of International Relations Theory in the UK: Traditions, Contemporary Perspectives and Trajectories,' *International Relations of the Asia-Pacific*, 11, pp. 309-330.
- Bull, Hedley (1966), 'The Grotian Conception of International Society,' in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, London: Allen & Unwin, pp. 51-73.
- (2002), *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd ed., Basingstoke: Palgrave.
- Butterfield, Herbert and Martin Wight (eds.) (1966), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, London: Allen & Unwin. (H・バターフィールド、M・ワイト『国際関係理論の探求——英国学派のバライム』佐藤誠他訳、日本経済評論社、二〇一〇年)
- Buzan, Barry (2004), *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalization*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Clark, Wesley K. (2001), *Waging Modern War: Bosnia, Kosovo, and the Future of Combat*, New York: Public Affairs.
- Coicaud, Jean-Marc and Nicholas J. Wheeler (2008), 'Introduction: The Changing Ethics of Power beyond Borders,' in Jean-Marc Coicaud and Nicholas J.

- Wheeler (eds.), *National Interest and International Solidarity: Particular and Universal Ethics in International Life*, Tokyo: United Nations University Press.
- Dunne, Tim (1998), *Inventing International Society: A History of the English School*, London: Macmillan.
- Dunne, Tim and Nicholas J. Wheeler (2000), 'The Blair Doctrine: Advancing the Third Way in the World,' in Richard Little and Mark Wickham-Jones (eds.), *New Labour's Foreign Policy: A New Moral Crusade*, New York: Manchester University Press, pp. 61–76.
- Henriksen, Dag (2007), *NATO's Gamble: Combining Diplomacy and Airpower in the Kosovo Crisis 1998–1999*, Annapolis, Maryland: Naval Institute Press.
- International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS) (2001), *The Responsibility to Protect*, Ottawa: International Development Research Centre.
- Jackson, Robert H. (2000), *The Global Covenant: Human Conduct in a World of States*, New York: Oxford University Press.
- Lambeth, Benjamin S. (2001), *NATO's Air War for Kosovo: A Strategic and Operational Assessment*, Santa Monica, CA: RAND.
- Linklater, Andrew and Hidemi Suganami (2006), *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Little, Richard and Mark Wickham-Jones (eds.) (2000), *New Labour's Foreign Policy: A New Moral Crusade*, New York: Manchester University Press.
- Mayall, James (2000), *World Politics: Progress and its Limits*, Cambridge, Mass.: Polity Press. (一・ス・ノ・ロー・ニ『世界政治——進歩と限界』田所昌幸訳 勁草書房 二〇〇九年)
- Seybolt, Taylor B. (2007), *Humanitarian Military Intervention: The Conditions for Success and Failure*, New York: Oxford University Press.
- 'Subject: International Morality,' (1961), *The British Committee on the Theory of International Politics* MSS, Box 5, File 1, Royal Institute of International Affairs, 7 October, pp. 1–8.
- Suganami, Hidemi (2001), 'Alexander Wendt and the English School,' *Journal of International Relations and Development*, 4(4), pp. 403–423.
- UK Ministry of Defense (2000), 'Kosovo: Lessons from the Crisis,' (http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/31AA374E-C3CB-40CC-BFC6-C8D6A73330F5/0/kosovo_lessons.pdf, accessed on January 2, 2012)
- Vincent, Raymond J. (1974), *Non-Intervention and International Order*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- (1986), *Human Rights and International Relations*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Watson, Adam. (2001), 'Foreword,' *Review of International Studies*, 21, pp. 467–470.
- Weinert, Matthew S. (2011), 'Reframing the Pluralist-Solidarist Debate,' *Millennium*, 39(3), pp. 1–21.
- Wheeler, Nicholas J. (1992), 'Pluralist or Solidarist Conceptions of International Society: Bull and Vincent on Humanitarian Intervention,' *Millennium*, 21(3), pp. 463–487.
- (2000), *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society*, New York: Oxford University Press.
- Wheeler, Nicholas J. and Timothy Dunne (1996), 'Hedley Bull's Pluralism of the Intellect and Solidarism of the Will,' *International Affairs*, 72(1), pp. 91–107.
- (1998), 'Good International Citizenship: A Third Way for British Foreign Policy?' *International Affairs*, 74(4), pp. 847–870.
- Wickham-Jones, Mark (2000), 'Labour's Trajectory in Foreign Affairs: The Moral Crusade of a Pivotal Power?' in Richard Little and Mark Wickham-Jones (eds.), *New Labour's Foreign Policy: A New Moral Crusade*, New York: Manchester University Press, pp. 3–32.
- Wight, Martin (1966), 'Western Values in International Relations,' in Herbert Butterfield and Martin Wight (eds.), *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, London: Allen & Unwin, pp. 89–131.

- (1991), *International Theory: The Three Traditions*, edited by Gabriele Wight and Brian Porter, London: Leicester University Press. (M・ワイト『国際理論——三つの伝統』佐藤誠他訳、日本経済評論社、二〇〇七年)
- Wilson, Stephanie (2009), *Effectiveness, Legitimacy and the Use of Force in Modern Wars: The Relentless Battle for Hearts and Minds in NATO's War over Kosovo*, Wiesbaden: VS Verlag.
- 大中真 (二〇一〇) 『英国学派の源流——イギリス国際関係論の起源』、『橋法学』第九号第二巻、二四九—二六七頁。
- 大沼保昭 (二〇〇二) 『人道的干渉』の法理——文獻的視点からみた『人道的干渉』、『国際問題』第四九三号、二一—四頁。
- 小松志朗 (二〇〇三) 『人道的干渉の政治思想的正当化』、『早稲田政治公法研究』第七三号、三三—五五頁。
- (二〇〇四 a) 『国際法史における人道的干渉』、『早稲田政治公法研究』第七五号、五九—九四頁。
- (二〇〇四 b) 『人道的介入』——武力行使の限界』、『早稲田政治公法研究』第七七号、二二三—二四七頁。
- (二〇一一) 『体制変動と軍事介入——冷戦後の事例を中心に』、『日本政治学会二〇一一年度研究大会報告ペーパー』。
- 千知岩正継 (二〇〇八) 『保護する責任』の意義と課題——正当性と権威の概念を手がかりに』、『社会と倫理』第二二号、一〇—二五頁。
- 角田和広 (二〇〇九) 『E・H・カーの『国際秩序』構想——平和的変革構想とその失敗』、『戦略研究』第七号、一一九—一三六頁。
- (二〇一一) 『英国学派から観る国際政治理論と勢力均衡』、『政治学研究論集』第三三号、七—一八九頁。
- 細谷雄一 (二〇〇二) 『トニー・ブレアの『新世界秩序構想』とイギリスの『新しい役割』』、『外交フォーラム』第一六七号、五〇—五五頁。
- (二〇〇九) 『倫理的な戦争——トニー・ブレアの栄光と挫折』、『慶応義塾大学出版会』。